

老健からの在宅復帰支援 — 3度の訪問指導と生活リハビリ —

あい介護老人保健施設 理学療法士 鈴木 奨

【はじめに】

現在、国は在宅での介護支援を推し進めている。介護老人保健施設もその対象とされているが、病院と比較し個別でのリハビリ介入頻度が少ない。今回、当施設の在宅復帰支援に向けての取り組みの一例を挙げる。なお公表について、利用者・主介護者に同意を得た。

【症例紹介】

80代後半の女性、H25.6.1に自宅にて第一腰椎圧迫骨折を受傷、H25.8.8に能力向上と自宅改修を目的に当施設へ入所となる。入所時の施設内移動は車椅子使用一部介助、排泄動作は下衣の上げ下げ介助が必要。認知機能はHDS-R22点。

【入所後訪問指導(H25.8.13)】

入所後1週間以内に自宅訪問を実施。改修部分・環境設定の予測をする。ベッドからの転落・トイレ内での転倒歴を確認。屋内の車椅子の使用は実用性に乏しい。

【担当者会議とアプローチ】

各職種担当で担当者会議を実施。訪問指導の情報を基に、家屋環境・転倒したポイントの状況・転倒に繋がる動作上の問題点を他職種へ伝達する。在宅復帰を目指す能力向上に特化したケアプランを立案し、個別リハと生活リハを重点的に行う。最終的には施設内キャスター付き歩行器にて自立レベル、排泄動作は自立、シルバーカーでの屋外歩行見守りにて20m以上可能。内服は自己管理可能レベルまでに達した。

【退所前訪問指導(H25.11.8)と在宅復帰】

最終能力に合わせ、改修部分・環境設定を再評価するため自宅を訪問する。終日キャスター付き歩行器を使用した自立歩行、夜間はPトイレ使用の設定、デイサービス利用にてH25.11.30に在宅復帰を果たす。

【退所後訪問指導(H25.12.11)】

在宅復帰直後、自宅にて転倒する。家族・老健職員(CM、PT、CW)・居宅CM・福祉用具業者・デイサービス職員合同の下、退所後訪問指導を実施。環境設定・福祉用具を再選定した。その後、ショートステイ利用時(H25.12.21)まで転倒なく経過した。

【考察】

当施設リハスタッフは在宅復帰利用者へ対して3度訪問指導を行う。入所後訪問指導では得られた貴重な情報をアセスメントし、他職種へ情報を伝達することが他職種との目標の共有性を高めることになり生活リハビリの質の向上に繋がる。その日常的に最大限の機能を活かす機会が、個別介入の少ない中で在宅復帰支援を行っていくために最も重要となる。また老健では退所後訪問指導・ショートステイなどの利用により、退所後の在宅生活のフォローに関わっていく事が可能である。退所後の急激な生活環境の変化に伴う転倒予防、在宅復帰後の身体能力の変化を追っていく目的として、この体制は重要と考える。